

## 石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和4年石巻市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用を受ける事業)

第3条 条例第7条に規定する発電出力は、実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置（既存の再生可能エネルギー発電設備を増設する場合を含む。）する場合は、合算した発電出力とする。

(抑制区域)

第4条 条例第8条第1項に規定する抑制区域は、別表に掲げる区域とする。

(事業の内容等の軽微な変更)

第5条 条例第9条第2項に規定する規則で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の発電出力の縮小
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(事業者への意見の申出)

第6条 住民等は、条例第9条第4項の規定により意見を申し出るときは、説明会等（同条第1項若しくは同条第2項に規定する説明会又は同条第3項に規定する事業計画の周知をいう。以下同じ。）があった日から起算して14日以内に、住民意見書（様式第1号）を事業者に提出するものとする。

2 事業者は、条例第9条第5項の規定により協議を行うときは、住民意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該住民等に対し見解書（様式第2号）を提出するものとする。

3 事業者は、前項の見解書を提出したときは、対応状況報告書（様式第3号）に、住民意見書の写し及び見解書の写しを添付して、条例第10条に規定する届出の際に市長に報告しなければならない。

(協議事項)

第7条 条例第10条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域及びその周辺の状況
- (2) 住民等への説明状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協議の届出)

第8条 事業者は、条例第10条第1項の規定により協議を行うときは、協議届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第5号）
  - (2) 説明会報告書（様式第6号）
  - (3) 確約書（様式第7号）
  - (4) 事業者が法人にあつては、法人の登記事項証明書
  - (5) 事業者が個人にあつては、住民票抄本
  - (6) 位置図
  - (7) 現況写真
  - (8) 事業区域全域の公図
  - (9) 事業区域全域の土地の登記事項証明書
  - (10) 土地利用計画図（平面図（縮尺が1000分の1以上のもの）
  - (11) 造成を含む事業にあつては、土地造成計画図（平面図・縦断図・横断図（縮尺が1000分の1以上のもの）
  - (12) 建築物又は工作物の設計図（平面図・立面図・断面図）
  - (13) 事業影響予測図（騒音・振動・電磁波・反射光等）
  - (14) 流量計算書
  - (15) 排水計画図（平面図・断面図）
  - (16) 排水施設構造図
  - (17) 排水に係る放流承諾書
  - (18) 工事施工方法書（計画書）（作業の方法及び工法を示したものをいう。）
  - (19) 維持管理（保守点検）計画書
  - (20) 維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書
  - (21) 事業に関する法令等による許認可等を受けているときは、その写し
  - (22) その他市長が必要と認める書類
- 2 事業者は、条例第10条第2項の規定により協議を行うときは、変更協議届出書（様式第8号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 事業者は、前2項の協議の届出について正副2通を作成し、市長に提出しなければならない。
- （事業計画の補正）
- 第9条 条例第11条第1項の規定による申出は、抑制区域の対策に関する申出書（様式第9号）により行うものとする。
- 2 条例第11条第2項の規定による通知は、事業計画補正通知書（様式第10号）により行うものとする。
- 3 条例第11条第3項の規定による申出は、事業計画補正完了申出書（様式第11号）により行うものとする。
- 4 条例第11条第4項の規定による通知は、事業計画補正完了通知書（様式第12号）により行うものとする。
- （協議終了の通知）

第10条 条例第12条第1項の規定による通知は、協議終了通知書（様式第13号）により行うものとする。

（工事に係る着手等の届出）

第11条 条例第13条の規定による届出は、工事（着手・完了・中止・再開）届出書（様式第14号）により行うものとする。

（承継の届出）

第12条 条例第15条第1項の規定による届出は、承継届出書（様式第15号）により行うものとする。

（事業の終了等の届出）

第13条 条例第16条第1項の規定による届出は、事業終了届出書（様式第16号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第16条第2項の規定による届出は、発電設備撤去完了届出書（様式第17号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第14条 条例第17条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第18号）によるものとする。

（助言、指導又は勧告）

第15条 条例第18条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導通知書（様式第19号）により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第20号）により行うものとする。

（公表）

第16条 条例第19条第1項の規定による公表は、石巻市公告式条例（平成17年石巻市条例第3号）に規定する掲示場に掲示する方法その他適当と認められる方法により行うものとする。

（弁明の機会）

第17条 条例第19条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書（様式第21号）により行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、当該公表に係る弁明をしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に係る弁明書（様式第22号）により弁明するものとする。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

抑制区域	
1	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
4	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園
5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
6	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）
7	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
8	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
9	砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指定地
10	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地又は同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する土地
11	文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第32条第1項又は石巻市文化財保護条例（平成17年石巻市条例第128号）第8条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地
12	県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号）第3条第1項に規定する区域
13	自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第12条第1項に規定する県自然環境保全地域
14	その他市長が必要と認める区域 (1) バイオマスを再生可能エネルギー源とする事業については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く市内全域 (2) 風力を再生可能エネルギー源とする事業については、自然環境保全条例第12条第1項に規定する県自然環境保全地域から5キロメートルを範囲とする区域 (3) 上記以外にその他市長が必要と認める区域